

(3) 補修・修理の方針

①補修・修理の基本方針

1. 既存の材料を可能な限り再使用して、損傷した箇所を補修する。状況に応じて修理前の状態を残し、往時の状態を現物資料として保存することを尊重し、補修せずに汚れ落とし程度にとどめることとする。
2. やむなく新材に取り替える場合、同種の材料、同じ工法、同じ色を基本とする。将来の経年劣化を考慮して工法・材料・色を選択する。材料や工法が手に入らない時、必要に応じて有識者等の助言を仰ぎ、代替の工法、材料をもちいる。復原や整備を行うにあたり、色や形をあわせずにオリジナルと異なることを示すことも想定する。
3. 修理に際しては以下のような複数の考え方があり、個別に慎重に判断する。
工事の跡を残す ⇔ 工事の跡を残さない
可逆的工事(仮設的) ⇔ 不可逆的工事(固定的)
こなれた技術の採用 ⇔ 新しい技術の採用
4. 文化財の修理工事は個別に判断することが多いため、最新の修理事情等を含めて有識者の助言を仰ぐこととする。
5. 文化財の履歴を残すため、報告書として取りまとめることが望まれる。

②復原整備

旧諸戸邸は、履歴調査を踏まえ、洋館（本館）の平面や意匠上の大きな改造は見られない一方で、洋館（廊下）や洋館（附属棟）、蔵においては、内部において改造が繰り返されてきたと見られる。

今後の整備にあたっては、国登録有形文化財に登録された価値を踏まえつつ、復原整備は今後の建物の利用方法とのバランスを考慮しつつ具体化する。復原整備の候補対象は以下のとおりである。

表 復原整備の候補対象

対象	復原整備の候補対象
洋館（本館）	・ X0/Y6-8 の開口部
洋館（廊下）	・ X5-9/Y10 の開口部
洋館（附属棟）	・ 階段及び2階、X0/Y9-10 の開口部 ・ X0-3/Y13 の開口部
蔵	・ X0-3/Y17、X0/Y14-16 の開口部

③外壁・装飾の修理・補修

修理にあたっては、文化庁や有識者との検討を踏まえ、修理の方針を選択することが望まれる。本稿では、国登録有形文化財の価値である漆喰装飾を中心に整理する。

■全般

旧諸戸邸は現在、外壁の意匠材や漆喰装飾が剥離している個所が多数散見される。このうち漆喰装飾は、時間の経過において毀損が進行しており、雨水が多く染み込むことで内部の金属の錆が進行し、内部から爆裂破壊が進むことで装飾が剥離していることが想定される。

修理にあたっては、外壁の解体による雨水の侵入経路を特定した上で、建物の損傷度合いを把握し、対象範囲及び修理の方針を設定する。

損傷の度合いを踏まえ、浮き上がりのある外壁のアンカーピンニング樹脂注入などによる部分的な補修、一定エリアの損傷が進む範囲の左官のやり直し、全面的な左官などを判断する。

なお、今後のメンテナンスを踏まえ、維持管理にコストを要する砂漆喰での修理ではなく、水に強い建材を用いて意匠を仕上げることなどに変更することも想定される。

■レリーフ、メダリオンなどの漆喰装飾

点的装飾は、同じモチーフの装飾が複数配されているものが多く、現地において型が作成されているものが複数存在する。これらは、型をモチーフに修理を行う。型が存在しないものは、オリジナルモチーフを現物保存するとともに、型を作成して修理を行う。

■開口部の窓枠やフードの漆喰装飾

開口部の装飾は、同じ大きさの装飾が複数配されており、現地において装飾を形作る木材の下地が残されている。これらを踏まえ、木材の下地の上に漆喰装飾を施していると思われる。損傷が進行している開口部の修理にあたっては、オリジナルの下地を現物保存することも想定される。

■コーニス、モールディングなどの漆喰装飾

点的装飾は、同じモチーフの装飾が複数配されているものが多く、現地において型が作成されているものが複数存在する。これらは、型をモチーフに修理を行う。型が存在しないものは、オリジナルモチーフを現物保存するとともに、型を作成して修理を行う。

■現地に保管されている主要なモチーフ



外壁に施されているモチーフの素材



外壁に施されているモチーフの型枠、劣化した現物



外壁に施されているモチーフの型枠と素材



装飾（窓枠）の型枠



装飾（窓枠）の型枠



装飾（窓枠）の型枠

■現地に保管されている現物保管の主要な部材



頂部の金物装飾



屋根に葺かれている金属



開口部とみられる下地の型枠



2階バルコニーの柵のデザインの一部



屋根の天然スレート鱗型葺材



装飾が施された部材



シャンデリアの部材



シャンデリアの部材

表 洋館（本館）の補修・修理の方針

基準 1、2 の対象		補修・修理の方針
壁面（砂漆喰塗）	全立面	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れや剥離している個所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修（アンカーピンニング樹脂注入、表面強化剤等）・修理（塗り替え）の方法を採用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
装飾（コーニス、フリーズ、モールディング）	全立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物から装飾の工法を確認し、補修・修理の方法（別表）を採用する。保存状況がよい装飾は現物を利用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
装飾（窓枠、フード） 装飾（戸枠）	全立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物から装飾の工法を確認し、補修・修理の方法（別表）を採用する。保存状況がよい装飾は現物を利用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
基礎（自然石積）	全立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物はそのままだに、ひび割れを補修する。
装飾（パルメット模様）	西・東立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物から装飾の工法を確認し、補修・修理の方法（別表）を採用する。保存状況がよい装飾は現物を利用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
装飾（柱）	北立面	<ul style="list-style-type: none"> ・1階の柱頭部の破損は、自然石基礎の重みによる床の傾きや1階の柱への雨水の染み込みによる腐朽等が考えられることから、建物の傾きを整えた上で、柱部材の劣化状況を確認した上で部材の修理、取り換えを行う。 ・現物から装飾の工法を確認し、補修・修理の方法（別表）を採用する。保存状況がよい装飾は現物を利用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
装飾（付柱）	北立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物から装飾の工法を確認し、補修・修理の方法（別表）を採用する。保存状況がよい装飾は現物を利用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
開口部建具（トランザム）	南立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物を生かし、保護・仕上げのために塗装する。
開口部建具（開き戸）	南立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物を生かし、保護・仕上げのために塗装する。 ・故障しているテンプルキーを取り換える。
その他（雨樋）	東・西面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物はそのままだに、欠損部材や落下部材は新しい亜鉛引鉄で葺き替える。
天井（プラスター塗）	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れや剥離している個所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修（アンカーピンニング樹脂注入、表面強化剤等）・修理（塗り

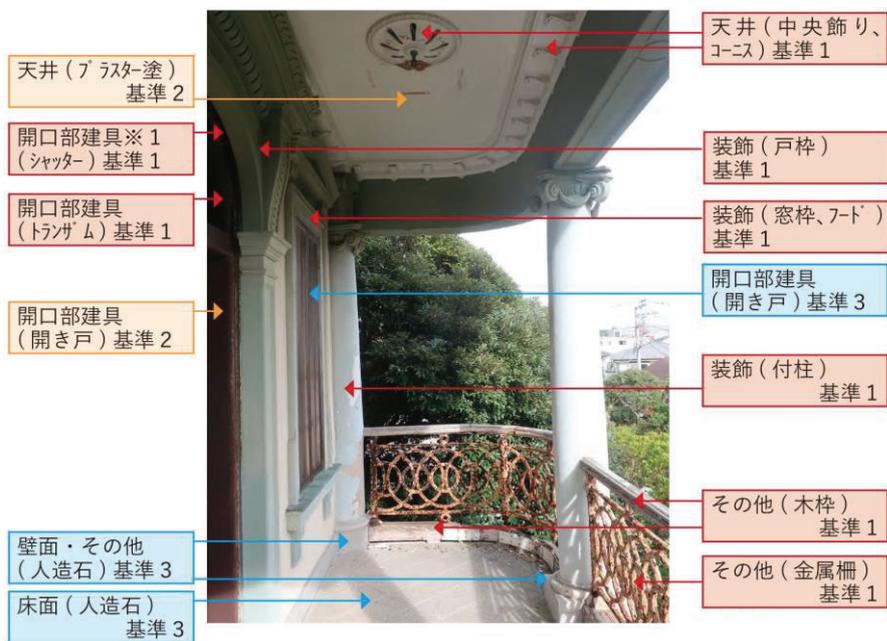
		<p>替え)の方法を採用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。
基壇(自然石)	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・現物はそのままに、ひび割れを補修する。
開口部建具(シャッター)	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面の解体に合わせて可動システムを確認し、可能な限り現物と同じ部材で修理する。 ・部材の入手が難しい場合、現物を別で保存し、類似品で整備する。
その他(木柵、金属柵)	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・バルコニーの柵の装飾は、1階は昔のデザインから木柵のシンプルなデザインに変更され、2階は錆が進行しもろくなっている。 ・1階は古写真を参考とした復原整備が望まれる。 ・2階は同じデザインの複製し、取り換える。
天井(中央飾り、コーニス)	バルコニー	<ul style="list-style-type: none"> ・現物から装飾の工法を確認し、補修・修理の方法(別表)を採用する。保存状況がよい装飾は現物を利用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布を検討する。
屋根(天然スレート鱗形葺)	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・現物はそのままに、欠損部材や落下部材は新しい天然スレート鱗形で葺き替える。
屋根(亜鉛引鉄葺き)	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・現物はそのままに、欠損部材や落下部材は新しい亜鉛引鉄で葺き替える。

別表 漆喰装飾の補修・修理

	一定エリア/全面的な補修			部分的な補修
	現地仕上げの装飾	パターン化された面的装飾の修理	パターン化された点的装飾の修理	
対象	全て * 現物確認後に判断	コーニス、モールディング 等	バルメット模様、コーニスのメダリオン、窓枠の持送り、付け柱装飾、天井飾り 等	全て
補修方法	漆喰装飾の修理 現地修理	装飾の型を作成し、工場で装飾を作成し、現地で接着・仕上げ	装飾の型を作成し、工場で装飾を作成し、現地で接着・仕上げ	浮き上がりのある装飾、漆喰壁をアンカーピンニング樹脂注入、表面強化剤等で補修
工法等の継承	◎	△	○	◎
施工性	△	○	◎	◎
補修費	△	○	◎	◎
保存しやすさ/再現性	△	○	◎	◎



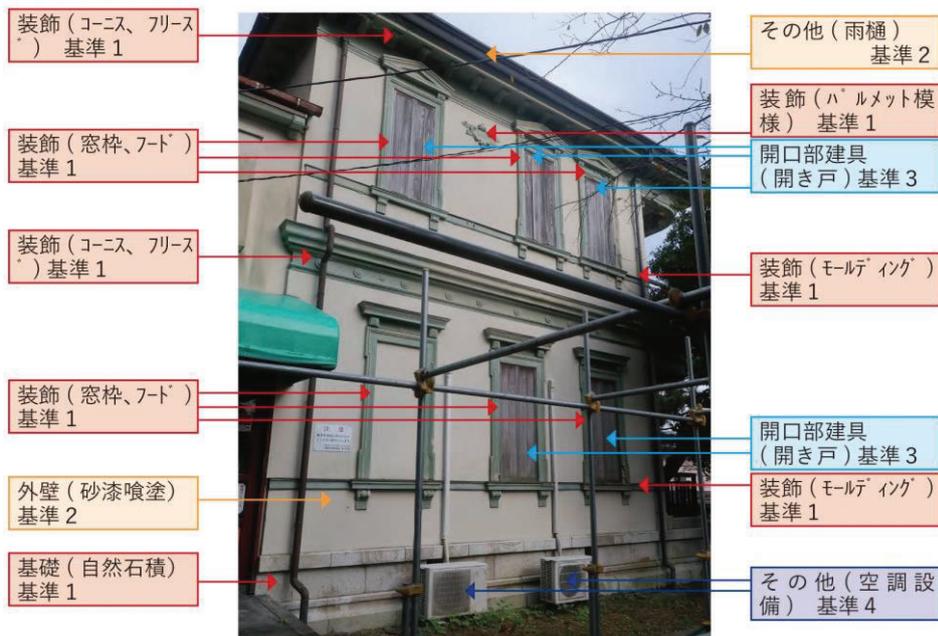
洋館（本館）南側立面【保存部分】



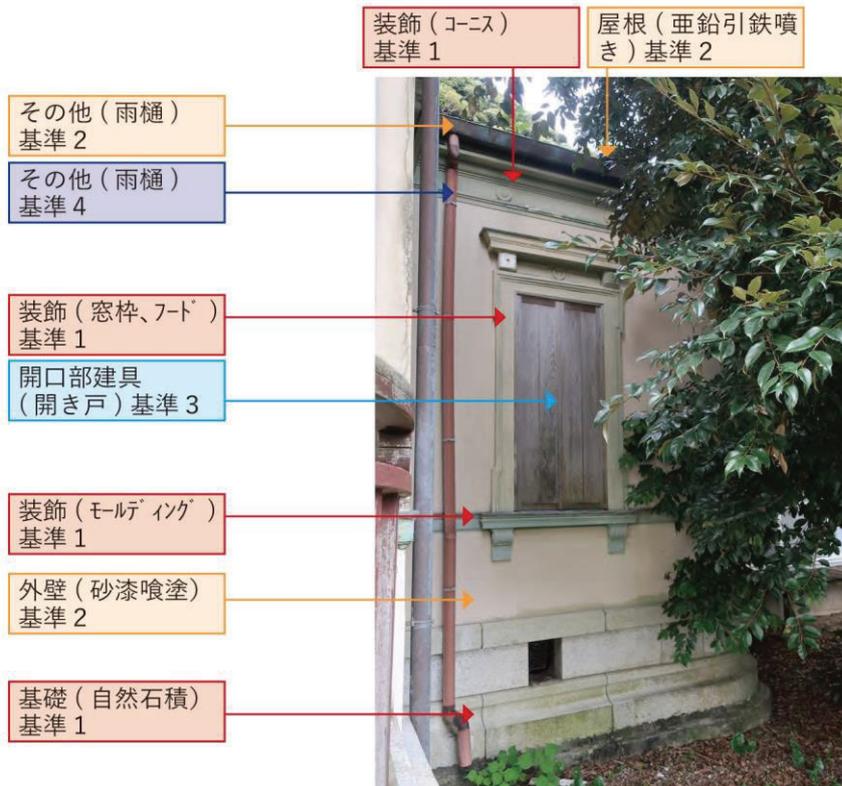
洋館（本館）南側立面【保存部分】



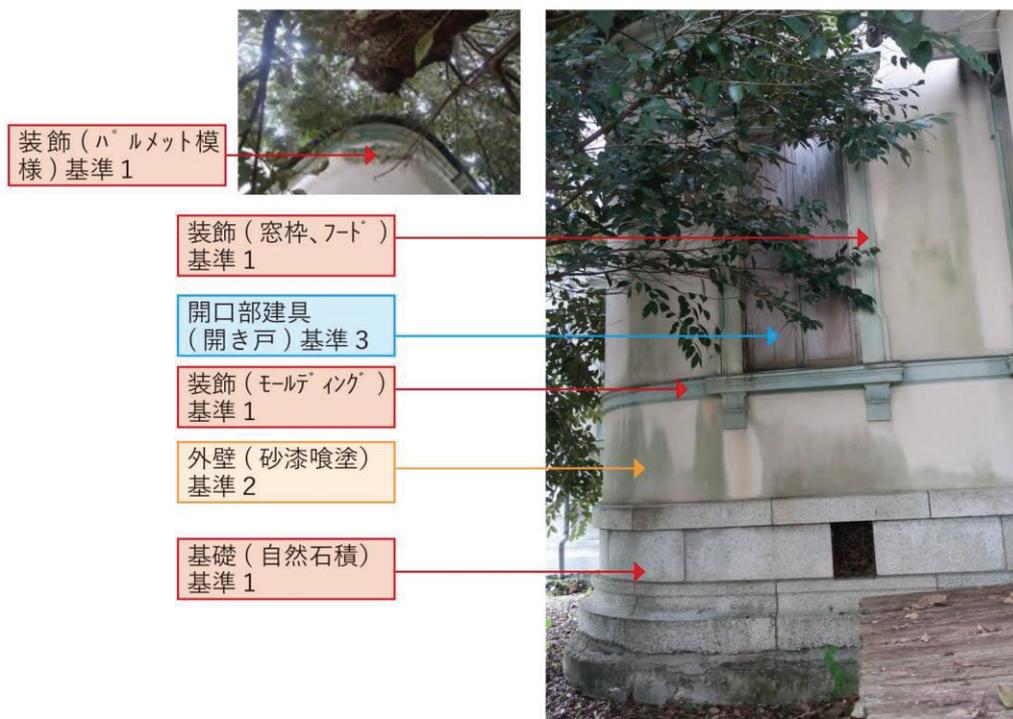
洋館(本館)屋根面【保存部分】



洋館(本館)西側立面【保存部分】



洋館 (本館) 南側立面 【保存部分】



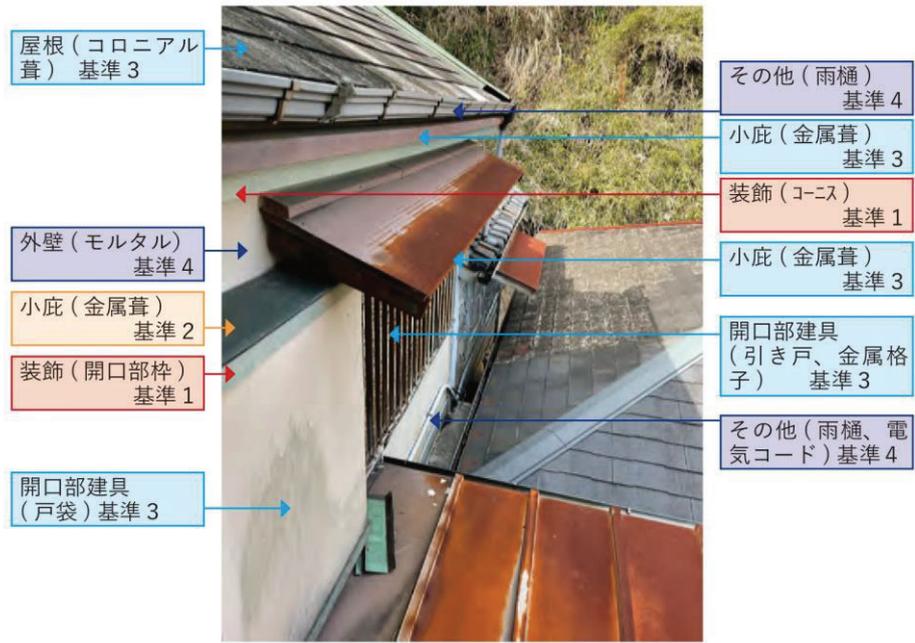
洋館 (本館) 東側立面 【保存部分】

表 洋館（附属棟）の補修・修理の方針

基準1、2の対象		補修・修理の方針
装飾（コーニス）	東・西立面	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れや剥離している個所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修（アンカーピンニング樹脂注入、表面強化剤等）・修理（塗り替え）の方法を採用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
装飾（開口部枠）	東・西立面	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れや剥離している個所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修（アンカーピンニング樹脂注入、表面強化剤等）・修理（塗り替え）の方法を採用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
小庇（金属葺）	東・西立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物はそのままだに、欠損部材は新しく同じ素材で葺き替える。
開口部建具（戸袋）	東・西立面	<ul style="list-style-type: none"> ・剥離している個所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修（アンカーピンニング樹脂注入、表面強化剤等）・修理（塗り替え）の方法を採用する。 ・文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。 ・塗装は色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
基礎（天然石）	東・西立面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物はそのままだに、ひび割れを補修する。



洋館（本館）附属棟西側立面【保存部分】



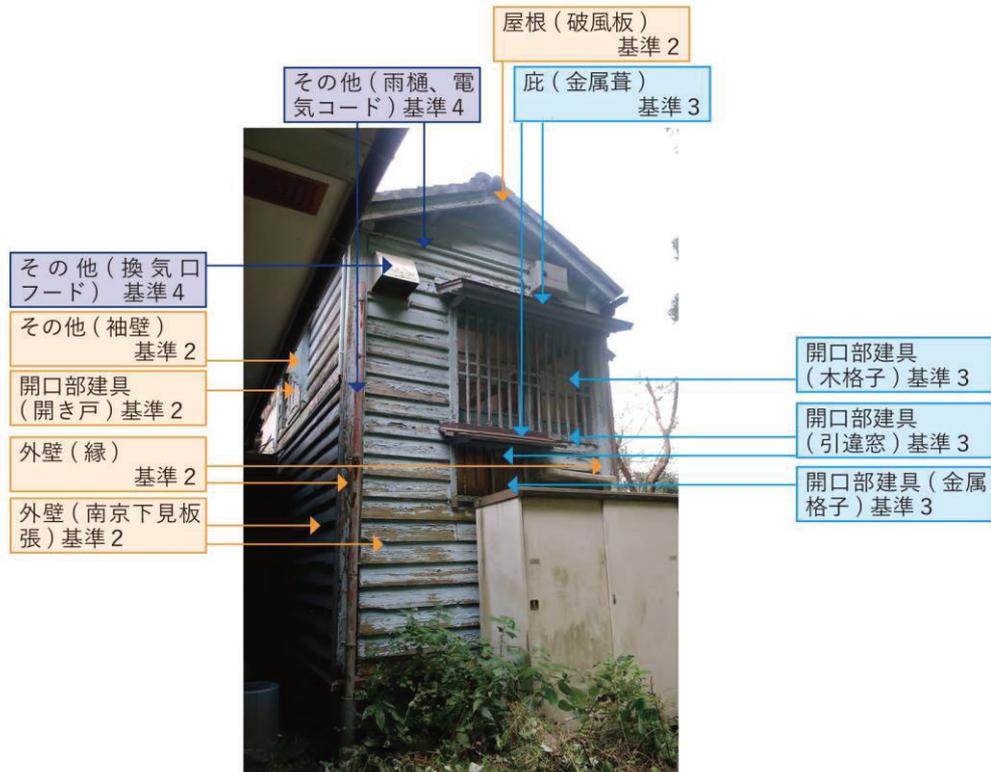
洋館（本館）附属棟東側立面【保存部分】

表 蔵の補修・修理の方針

基準 1、2 の対象		補修・修理の方針
開口部建具（開き戸）	全立面	・ 現物を生かし塗装する。劣化が進行している場合は取り換える。 ・ 建物の履歴を踏まえ、開口部は復原を検討する。
外壁（縁）	全立面	・ 腐朽している個所を中心に、劣化の状況を踏まえて新しく張り替える。 ・ 塗装は外壁の色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
外壁（南京下見板張）	全立面	・ 劣化の状況を踏まえつつ、新しく張り替える。 ・ 塗装は外壁の色彩の履歴を確認し、当初の色彩で塗装する。
基礎（自然石積）	全立面	・ 現物はそのままに、ひび割れを補修する。
屋根（破風板）	北立面	・ 現物を生かし塗装する。劣化が進行している場合は取り換える。
その他（袖壁）	東・西立面	・ ひび割れや剥離している個所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修（アンカーピンニング樹脂注入、表面強化剤等）・修理（塗り替え）の方法を採用する。 ・ 文化財としての工法の継承とメンテナンス性を踏まえ、撥水材の塗布などを検討する。



洋館（本館）附属棟西側立面【保存部分】



洋館（本館）附属棟北側立面【保存部分】

④内壁・装飾、床、天井の修理・補修

耐震改修に伴い内壁や床、一部天井の解体を予定しており、解体の影響を受けるこれら意匠材は可能な限り再利用とし、難しい場合は取り替える。

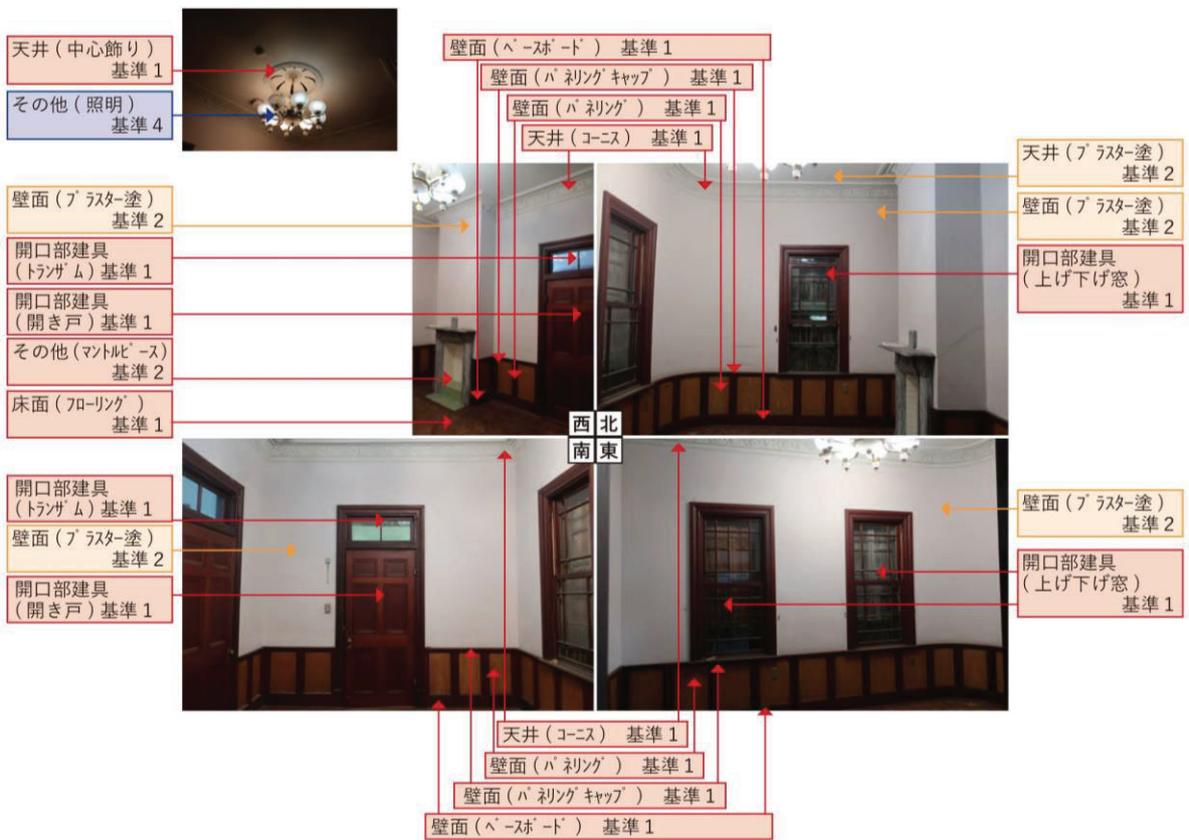
部材の一部が腐朽していた際は、再利用もしくは新材で修理する。継手は伝統的な継手、金物類、樹脂接着剤の使用等を周辺との兼ね合いにより使い分ける。

表 洋館（本館）の補修・修理の方針

基準 1、2 の対象		補修・修理の方針
天井（中央飾り）	洋室 1・2・3、階段室	・現物から装飾の工法を確認し、補修・修理の方法（別表）を採用する。保存状況がよい装飾は現物を利用する。
開口部（上げ下げ窓）	洋室 1・3	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・滑車及び紐の状況を確認し、稼働していない建具は取り換える。
開口部（開き戸）	洋室 1・2・3・4、階段室	・現物は可能な限り利用・補修する。 ・破損などやむを得ないものは取り換える。
開口部（トランザム）	洋室 1・3	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・ガラス面の稼働の状況を確認し、稼働していない建具は修理する。
天井（コーニス）	洋室 1・3	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
壁面（ベースボード、チェアレール）	洋室 1・3	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
その他（シャッター金具）	洋室 1・3	・壁面の解体に合わせて可動システムを確認し、可能な限り現物と同じ部材で修理する。 ・部材の入手が難しい場合、現物を別で保存し、類似品で整備する。
床面（フローリング）	洋室 1・2・3・4、階段室	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
その他（マントルピース）	洋室 1・2・3	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
その他（鏡）	洋室 1・3	・現物はそのままに保存する。
天井（プラスター塗）	洋室 2	・ひび割れや剥離している箇所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修・修理（塗り替え）の方法を採用する。
壁面（プラスター塗）	洋室 2	・ひび割れや剥離している箇所は、劣化の状況を踏まえて部分的な補修・修理（塗り替え）の方法を採用する。
壁面（パネリング）	洋室 2・3	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
壁面（パネリングキャップ）	洋室 2・3	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
天井（化粧板）	洋室 4、階段室	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
その他（ステアレール）	洋室 1、階段室	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。
床面（踏板、蹴上板）	洋室 1、階段室	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・耐震補強工事に伴う外壁解体の際に破損したものは取り換える。



洋館 (本館) 一階 洋室 1 【保存部分】



洋館 (本館) 一階 洋室 2 【保存部分】



洋館 (本館) 二階 洋室 3 【保存部分】

表 洋館（廊下）の補修・修理の方針

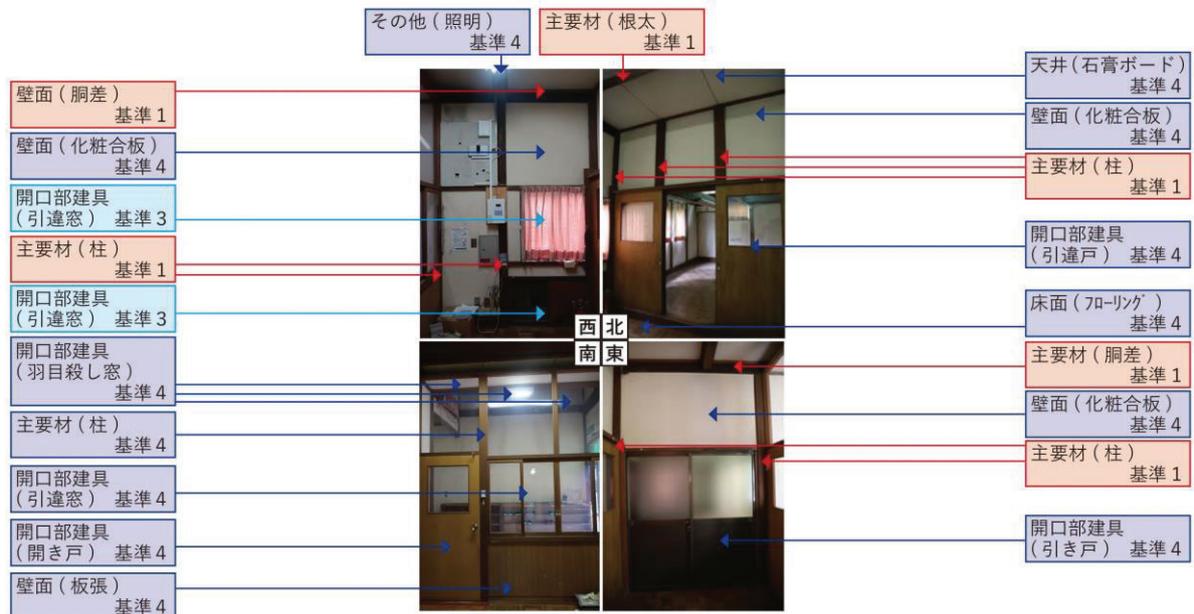
基準1、2の対象		補修・修理の方針
開口部（開き戸）	廊下	・現物は可能な限り利用・補修する。 ・破損などやむを得ないものは取り換える。
開口部（トランザム）	廊下	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・ガラス面の稼働の状況を確認し、稼働していない建具は修理する。



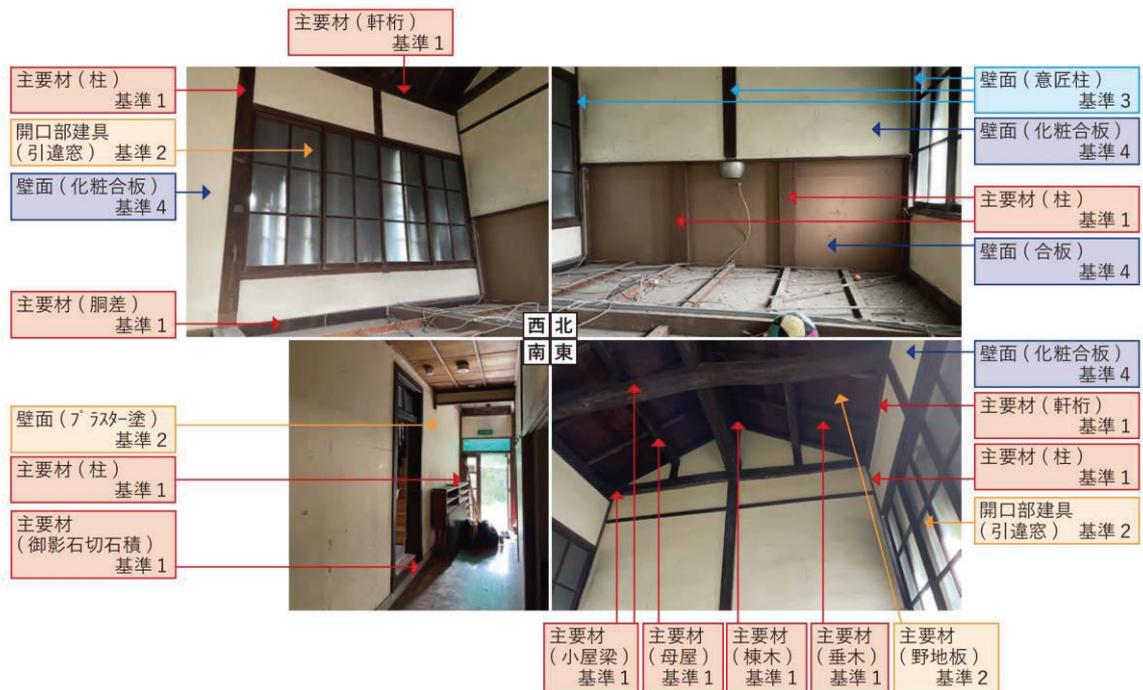
洋館（廊下）【保全部分】

表 洋館（附属棟）の補修・修理の方針

基準 1、2 の対象		補修・修理の方針
開口部建具（引違窓）	東・西面	・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。



洋館（附属棟） 一階 附属棟室【保全部分】



洋館（附属棟） 二階 小屋裏【保全部分】

表 蔵の補修・修理の方針

基準1、2の対象		補修・修理の方針
開口部建具 (引き戸)	東・西面	<ul style="list-style-type: none"> ・現物は可能な限り利用・補修し、破損しているものは取り換える。 ・建物の履歴を踏まえ、開口部は復原を検討する。



蔵 一階【保全部分】

⑤整備の方向性

建物の履歴調査及び増築棟の解体を踏まえ、国登録有形文化財の整備にあたっての留意点を次ページに整理する。

次ページの留意点を踏まえ、次の二つの整備案を示す。なお、整備案は法規を踏まえた検討成果ではない。

案 A 附属棟の2階床を設けるパターン

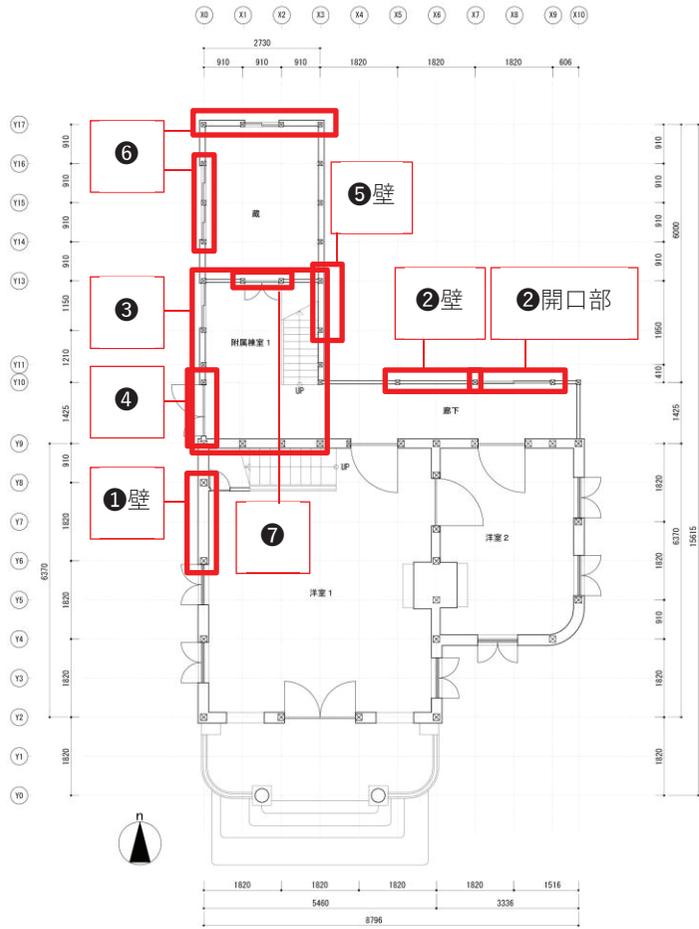
案 B 附属棟の2階床を設けないパターン

なお、本業務における耐震補強案では、案 A において床面としている X0-X3/Y9-Y10 で囲まれる範囲（現状は吹き抜けとなる範囲）は床面ではなく、吹き抜けとして算定している。

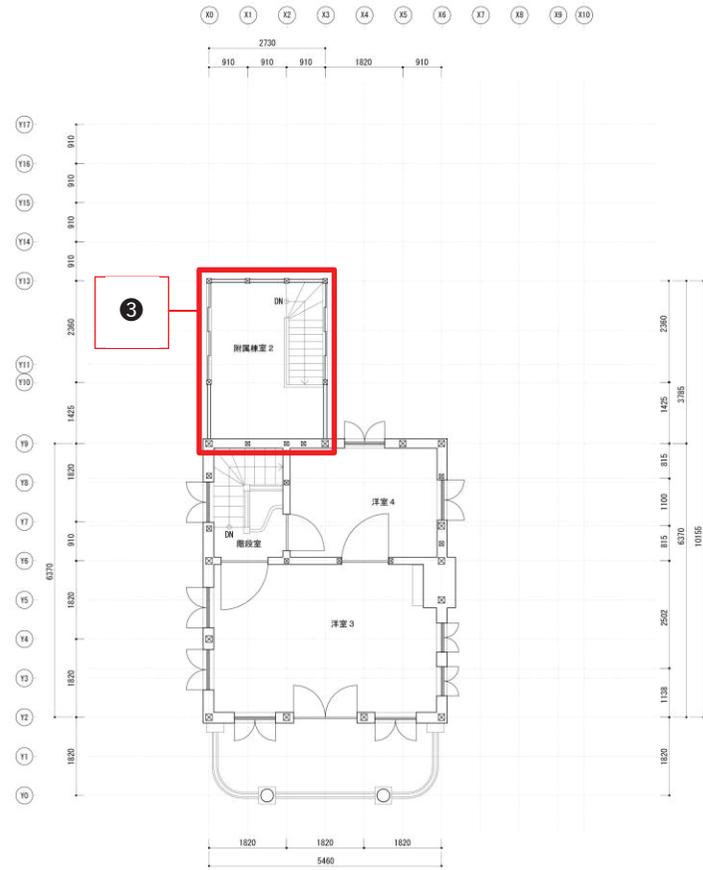
表 整備の考え方

No	対象	整備の考え方
①	洋館（本館） X0/Y6-8	<ul style="list-style-type: none"> 開口部の痕跡が現在も確認できる。 耐震補強の整備方針を踏まえ、開口部の復原はせず、壁面のままとする。
②	洋館（廊下） X5-9/Y10	<ul style="list-style-type: none"> 増築棟の解体を踏まえ、開口部を整備する。 整備にあたっては、民間事業者による増築棟の整備も想定した開口部の整備が求められる。 建物の過去の履歴調査では、北側に建物がない姿は確認できないが、昭和55年以前の平面図の履歴を踏まえて X7-9 通りを開口部として残し、X4-6 通りは壁面に復原することが考えられる。
③	洋館（附属棟）	<ul style="list-style-type: none"> 2階の床の利用について、次の対応が考えられる。 →階段を整備し2階の床を確保する。整備にあたっては、建物の過去の履歴調査で確認された階段も参考にしつつ、利用も念頭においた整備が望まれる。なお階段の位置は、過去の履歴では X0-X1 間に設けられていたが、既存の開口部との干渉が生じる。過去の履歴における X0 の Y11-Y13 間の開口部と階段の関係性が不明なことから、X2-X3 間に設けている。（案 A） →階段及び2階の床を確保せず、事務室的利用を想定して現状のまま整備することが考えられる。（案 B）
④	洋館（附属棟） X0/Y9-10	<ul style="list-style-type: none"> 建物の過去の履歴調査では、往時の姿の確認ができないため、勝手口として現状の機能を残した整備とする。
⑤	洋館（附属棟） X3/Y11-13	<ul style="list-style-type: none"> 増築棟の解体を踏まえ、開口部を整備する。 整備にあたっては、民間事業者による増築棟の整備も想定した開口部の整備が求められる。 建物の過去の履歴調査では、東側に建物がない姿は確認できないが、新設の増築棟と直接接続しない場合は壁面又は窓の整備が考えられる。

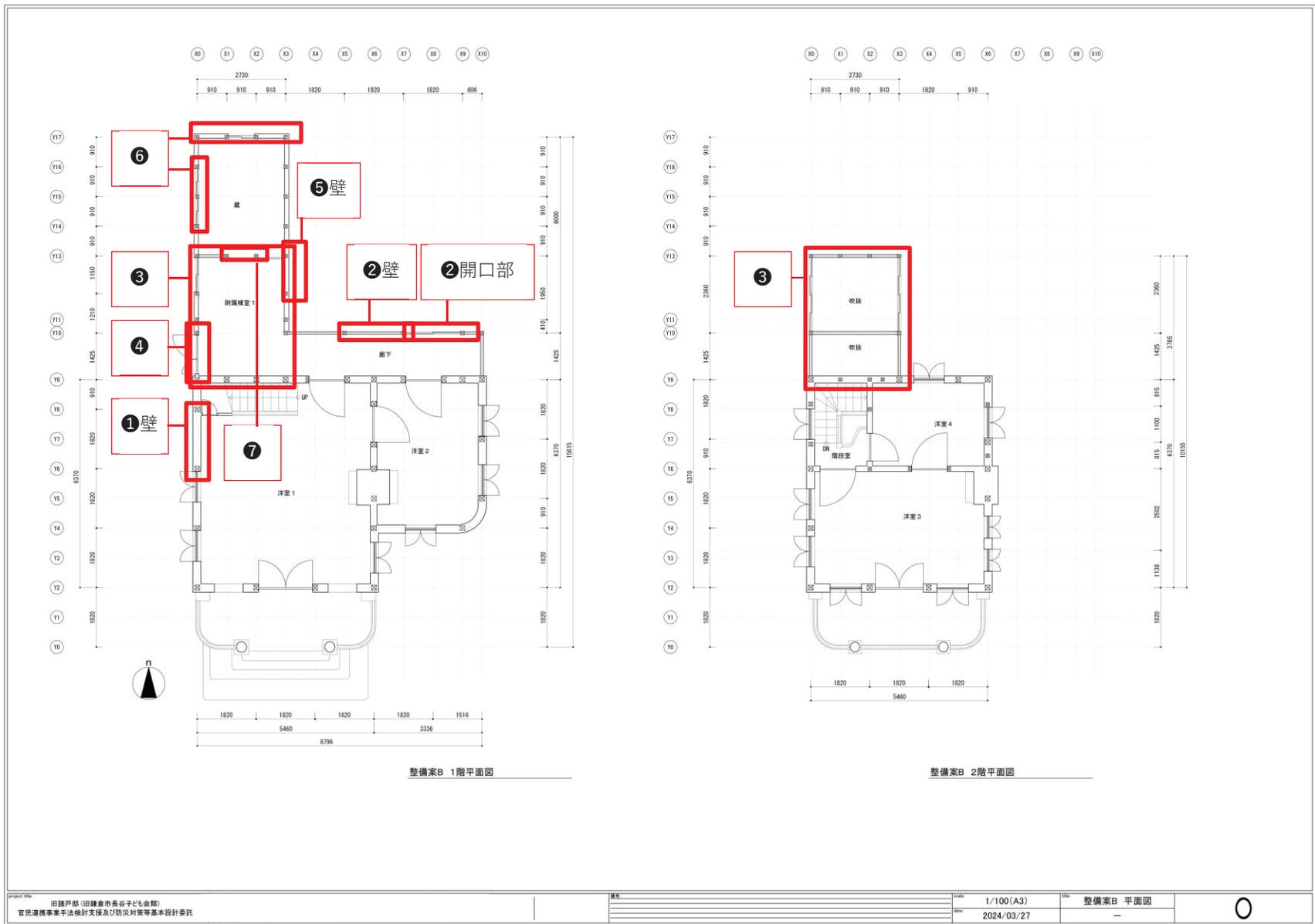
⑥	蔵 X0-3/Y17 X0/Y14-16	<ul style="list-style-type: none"> ・整備後の利用を念頭に、開口部を残した現在の姿を踏襲した整備が考えられる。
⑦	洋館（附属棟）⇔蔵 X0-3/Y13	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の過去の履歴調査では、蔵であった開き戸と引き戸の二重扉であることが確認できるが、改修に伴い往時の痕跡は確認できない。 ・過去の姿を想起させる開き戸、又は利用面を考慮して引き戸として整備することが考えられる。



整備案A 1階平面図



整備案A 2階平面図



Project title: 旧藤戸原 (旧藤倉) 市長官舎7号棟
 官民連携事業手法検証支援及び防災対策等基本設計委託

Scale: 1/100(A3)
 Date: 2024/03/27

Sheet: 整備案B 平面図



(4) 今後の設計・施工時に向けた検討

①今後の検討課題

建物の耐震補強、装飾等の修理時の壁や床を解体する際に、建物の痕跡から昔の姿を考察する解体調査を行い、調査結果を復原整備に向けた設計・施工へ反映することが望まれる。なお、解体調査に伴う部材の保管場所が必要となる。

次年度の実施設計時においても、部分的な破壊を伴う調査を通じて、可能な限り調査を実施することが望まれる。

劣化が進行している外観の意匠（レリーフ、メダリオン等）は、取り外しによる破損しないよう現状のままとし、工事までに剝離した装飾は可能な限り保管することが望まれる。

今後の整備案の検討にあたっては、国登録有形文化財の価値を高める整備を念頭におきつつも、整備後の利用や民間事業者による増築棟の整備との調整を踏まえた対応が望まれる。改修に向けた保存・保全の基準3や4の設計内容の検討とともに、法規への対応の検討も求められる。

②概略工程表

今後の工事の工程について、第2章のスケジュールにおける「パターン1：文化財部分の耐震改修・装飾等改修の設計・工事を市が行う場合」を念頭に作成した。

なお、便所等の水回り設備は国登録有形文化財の建物の外での設置を想定し、別途調整とした。

解体調査と耐震補強工事等の本工事の時期については、工期を開けない一体的な工期を設定することも望まれる。次年度以降の文化庁協議や工事の発注の条件が定まった段階において、具体化が求められる。

表 概略工程表

	令和7年												令和8年												令和9年												令和10年												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
施工	準備	準備																																															
	解体	解体・調査補助																																															
	仮設工事	共通仮設工事																																				仮囲等撤去 事務所撤去											
	基礎工事																									基礎工事（鉄筋・型枠、コンクリート、石）																							
	躯体工事																									耐震補強工事（鉄骨、木）																							
	仕上げ工事																									修復工事（屋根、木、建具）												修復工事（建具調整）											
	仕上げ工事（左官等）																									修復工事（左官、塗装）																							
	設備工事																																					設備工事（電気、消防、空調）											
	外構工事																																					外構工事											
	内装工事（民間提案）																																					内装工事（活用面）											
検査等																																					各種検査対応等												
監理等	解体調査	解体調査（装飾型取り）																																															
	設計													実施設計修正												文化庁協議																							
	申請	事前相談等												構造設計手続き												確認申請																							

※給排水工事は別途調整